

和歌山県立和歌山高等学校同窓会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は和歌山県立和歌山高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会の事務所は和歌山県立和歌山高等学校（以下「母校」という）に置く。
- 第 3 条 本会は母校を中心として会員相互の親睦と向上を図るとともに母校を後援し、その発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会は次の事業を行う。
1. 総会その他の会合の開催
 2. その他、本会の目的達成のため必要な活動

第 2 章 会員及び幹事

- 第 5 条 本会は次の会員で構成する。
1. 通常会員 母校卒業生
 2. 特別会員 イ. 母校職員及び旧職員
ロ. 本会に特別の関係ある者で幹事会により推薦された者。
- 第 6 条 会員は住所、氏名、職業等を変更した場合は直ちにその旨を本会に通知しなければならない。
- 第 7 条
1. 通常会員は各期ごとに、自主的に会員中から幹事を選出する。
 2. 幹事の人数は各期の学級数とし、原則として 1 学級より 1 名とする。
さらに幹事中より各期 2 名の代表幹事を互選する。
 3. 幹事はその期の同窓会活動の中心となるとともに常に会員の希望意見を本会の運営に反映させるよう努める。
 4. 幹事の任期は 2 ケ年とし再選を妨げない。
 5. 支部の代表者は前 2 項に準じ幹事とする。

第3章 役員及び顧問

第8条 本会は次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 会 計 2 名 (1 名は母校同窓会係から選出する)
4. 書 記 2 名 (1 名は母校同窓会係から選出する)
5. 運営委員 若干名
6. 監 査 2 名

第9条 1. 会長、副会長は総会において会員中から選出する。
2. 会計、書記、運営委員、監査については会長がこれを委嘱する。
3. 役員の任期は2ケ年とし再選を妨げない。

第10条 1. 会長は本会を代表するとともに会務を執行する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要なときは会長の職務を代行する。
3. 会計は本会の財産を管理し、その収支を明確に記録する。
4. 書記は幹事会等を含め本会運営活動の状況を明確に記録する。
5. 運営委員は、本会運営活動の主幹となり会務を行う。
6. 監査は本会の会計監査を行なう。

第11条 本会は顧問を委嘱することができる。

第4章 機 関

第12条 本会は次の機関を置く。

1. 総会
2. 幹事会・代表幹事会
3. 役 員 会

第13条 1. 総会は本会の最高議決機関で毎年1回開催することを原則とする。
2. 総会の議決は出席者の過半数以上の賛成を要する。
3. 総会は幹事会で必要と認めた時臨時に開催することができる。

第14条 1. 幹事会は本会の事業計画を立案する。
2. 幹事会は幹事及び役員で構成する。
3. 幹事会は毎年1回会長が招集することを原則とする。
4. 幹事会及び代表幹事会は会長が必要と認めたとき適時招集する。

第 15 条 会員は職場及び地域における支部をつくることができる。

第 16 条 役員会は会長が必要に応じ開催する。

第 5 章 会 計

第 17 条 本会の経費は入会金、寄附金、利子その他の収入でまかなう。

第 18 条 1. 通常会員は入会に際して入会金を納付する。
2. 入会金は 1 人当たり 2 千円とする。ただし特別の事情ある場合は総会において変更することができる。

第 19 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 20 条 幹事会の際は会計の収支を報告する。

第 6 章 会 則 の 変 更

第 21 条 この会則の変更は総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 7 章 付 則

第 22 条 この規約は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。
この規約は平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
この規約は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
この規約は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

細則

第1条 クラブ激励金の支出基準について

- 1、国民スポーツ大会に関しては各団体として出場するので激励金の支払いは行わない
- 2、支出対象は和歌山高校に存在するクラブのみとする
- 3、全国大会に類する大会が多いため、年間の支出回数は上限2回とする
- 4、芸術分野にも力を入れているため文化系クラブも年間の支出回数は上限2回とする